



熊本県公報

第11728号
平成20年8月8日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止…………… (障害者支援総室) 4
- 熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項…………… (労働雇用総室) 4
- 三角港臨港地区変更に係る案の縦覧…………… (港湾課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 5
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)…………… (高齢者支援総室) 5
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)…………… (//) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 5

公 告

- 団体営土地改良事業の施行同意…………… (農村計画・技術管理課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (//) 6
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 7
- 団体営土地改良事業施行の同意…………… (//) 7
- 団体営土地改良事業施行の認可…………… (//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…………… (//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…………… (//) 9

正 誤

- 平成20年7月28日熊本県公報第11724号中…………… (土木技術管理室) 10

告 示

熊本県告示第718号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成20年8月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供用を開始する区間 | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---|---------------|-----|
| 一般県道 | 小川八代線 | 八代市東陽町小浦字屋形原 1286番2地先から 同町小浦字馬床 1878番6地先まで | 160.0 | 単橋改 |

2 供用を開始する期日 平成20年8月8日

熊本県告示第719号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
湯前町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
湯前町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
錦町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
錦町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町山十町字大谷1118番43、1118番106
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷1118番43・1118番106（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町西吉地字塩井谷320番1、320番2、320番4、329番、330番1、330番2、字高塚489番1、506番1、519番、523番2、524番1、524番2、525番1、532番3、532番6、534番、字簾置2596番7、字地藏口2774番5

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高塚519番、523番2、524番2、534番、字地藏口2774番5、
字簾置2596番7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊
本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第726号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により
次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地 | 開設者の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|------------------------------|---------------------------------|------------|
| あおぞら薬局 みらい店 人吉市南泉田町75 | 株式会社 人吉球磨調剤薬局 人吉市駒井田町188番地の4 | 平成20年6月30日 |
| あおぞら薬局 青井店 人吉市駒井田町188番地の4 | 株式会社 人吉球磨調剤薬局 人吉市駒井田町188番地の4 | 平成20年6月30日 |
| あおぞら薬局 九日町店 人吉市九日町104 | 株式会社 人吉球磨調剤薬局 人吉市駒井田町188番地の4 | 平成20年6月30日 |

熊本県告示第727号

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように
定める。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成6年熊本県告示第380号）
の一部を次のように改正する。
第8条第3号中「1.3%」を「1.4%」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第3号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率に
ついて適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第728号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、次の区域を三角港
の臨港地区として定める予定であるので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、当
該臨港地区の区域の案を縦覧場所において告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供す
る。

なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるもの
は、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 臨港地区の区域の案
宇城市三角町際崎地区の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県土木部港湾課、熊本県宇城地域振興局土木部工務課及び宇城市土木部都市整備
課

熊本県告示第729号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|---|--|---------------|------------|----------|
| 児童デイサービスわいわいなかま 上益城郡御船町高木 4494-46 | 特定非営利活動法人 みふねデコボコ会 上益城郡御船町高木 4494-46 寺本 京子 | 平成20年 8月1日 | 4311440087 | 児童デイサービス |

熊本県告示第730号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------|------------|---------|
| ヘルパーステーションサンビィラありあけ 玉名市岩崎416番地の1 | 有限会社ファン 熊本市新屋敷三丁目 4番3号 川口 雄三 | 平成20年 8月1日 | 4310400173 | 居宅介護 |

熊本県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

[訪問介護]

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 訪問介護事業所日吉の里 熊本市日吉二丁目9番74号 | 株式会社日吉の里 | 平成20年8月1日 |

熊本県告示第732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

[介護予防訪問介護]

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 訪問介護事業所日吉の里 熊本市日吉二丁目9番74号 | 株式会社日吉の里 | 平成20年8月1日 |

熊本県告示第733号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類 | 変更があった事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|--|----------|----------------|---------------|------------|
| セントケア熊本株式会社 セントケア熊本駅前 居宅介護及び重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 熊本市二本木3丁目7番35号 | 熊本市十禅寺1丁目3番1号 | 平成20年7月25日 |

公 告

熊本県公告第543号

平成20年3月17日付けで八代市長 坂田孝志から協議のあった北原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成20年7月28日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第544号

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|--------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 豊永 郁夫 | 球磨郡湯前町2278番地 |
| 理事 | 赤池 精一郎 | 球磨郡湯前町1709番地 |
| 理事 | 杉山 幸一 | 球磨郡多良木町大字多良木1617番地 |
| 理事 | 白川 和好 | 球磨郡多良木町大字多良木1904番地 |
| 理事 | 西 一元 | 球磨郡多良木町大字久米739番地 |
| 理事 | 星原 二六 | 球磨郡多良木町大字奥野748番地 |
| 理事 | 牧 博夫 | 球磨郡多良木町大字久米758番地1 |
| 理事 | 宮原 辰紀 | 球磨郡あさぎり町岡原北834番地2 |
| 理事 | 井本 清一 | 球磨郡あさぎり町岡原南2072番地 |
| 理事 | 桑原 照光 | 球磨郡あさぎり町岡原南610番地 |
| 理事 | 吉鶴 一男 | 球磨郡あさぎり町上北1番地95 |
| 監事 | 岩野 文二 | 球磨郡湯前町2752番地 |
| 監事 | 米良 了 | 球磨郡多良木町大字久米336番地 |
| 監事 | 宮原 熊夫 | 球磨郡あさぎり町岡原北1560番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 赤池 精一郎 | 球磨郡湯前町1709番地1 |
| 理事 | 井上 朋和 | 球磨郡湯前町5233番地 |
| 理事 | 杉山 幸一 | 球磨郡多良木町大字多良木1617番地 |
| 理事 | 白川 和好 | 球磨郡多良木町大字多良木1904番地 |
| 理事 | 牧 博夫 | 球磨郡多良木町大字久米758番地1 |
| 理事 | 大森 重臣 | 球磨郡多良木町大字久米2060番地2 |
| 理事 | 高田 福次 | 球磨郡多良木町大字久米864番地 |
| 理事 | 宮原 辰紀 | 球磨郡あさぎり町岡原北834番地2 |
| 理事 | 生田 賢治 | 球磨郡あさぎり町岡原南587番地10 |
| 理事 | 吉武 一穂 | 球磨郡あさぎり町岡原北1134番地1 |
| 理事 | 緒方 保裕 | 球磨郡あさぎり町上北2215番地8 |
| 監事 | 山口 洋史 | 球磨郡湯前町88番地17 |
| 監事 | 星原 二六 | 球磨郡多良木町大字奥野748番地 |
| 監事 | 丸山 春美 | 球磨郡あさぎり町岡原南2438番地 |

熊本県公告第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営迫井手

地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営迫井手地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年8月11日から平成20年9月5日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場

熊本県公告第546号

平成20年2月21日付けで水上村長 成尾政紀から協議のあった本野地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成20年7月30日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第547号

平成19年12月28日付けで植木町南谷地区土地改良事業共同施行者 宮崎法大ほか26人から申請のあった南谷地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成20年7月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第4項の規定により公告する。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鶴屋フーディワン
熊本市田迎町田迎字八反堀308-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 鶴屋ストアー浜線店
変更後 鶴屋フーディワン
- 3 変更の年月日
平成19年10月19日
- 4 変更する理由
改装に伴う店舗イメージ変更のため
- 5 届出年月日
平成20年7月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課
(2) 縦覧期間
平成20年8月8日から平成20年12月8日まで

熊本県公告第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成20年3月4日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び2項の規定により御船町及び御船町の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク御船店
上益城郡御船町辺田見中道359番ほか

2 市町村意見の概要

(1) 周辺住民の不安解消について

マルシヨク御船店の新設については、大規模小売店舗立地法適用開発であるため、住民説明会等における住民の意見や要望など住民の意向をくみ取っていただき、造成工事や店舗建設、オープン後の管理等に対応してください。

特に、周辺住民の不安を解消していただけるよう建物の配置や日照、騒音、公害、防犯等に配慮をお願いします。

同地区においては、雨水処理について苦慮していることから、他の開発事業者と同様に下流域地域の水路管理者（御船中央土地改良区）と協議すること。

(2) 防犯対策について

夜間までの営業時間のため、若者の非行の場及び暗闇の穴場を作らないよう、夜間は出入りができないよう鍵を掛け十分に対処すること。

また、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策（歩道の確保、スクールゾーン）を講じること。

(3) 光害の防止について

周囲が水田のため、照明について、向き、強さ、遮光、時間に配慮する等照明を必要最小限にとどめ、光害の防止に努めること。

(4) 消防水利について

開発地周辺には消防水利がなく、消防法20条1項に基づき事前協議のとおり、消火栓の設置並びに消火栓用ホース格納箱の設置をお願いしたい。また、敷地内の火災はもとより隣接地域での火災等の際には、消火活動の水利として消防団等が使用可能であることを要望します。

(5) 水道について

下記事項を踏まえて給水計画を確定し、水道課と再度協議すること。

ア 申請地への給水については、国道歩道埋設下、鑄鉄管（DCIP）Φ150ミリメートルから分岐し、口径サイズについては、将来の土地利用計画を見越し、水理計算にて適正な口径を決定し、分岐口にバルブ類を設置すること。

イ 工事に関し、埋設土被りは、概ね公道部600ミリメートル以上、宅内部300ミリメートル以上とし、下水道管等の構造物との離隔は30センチメートル以上確保すること。工程については、関係機関と連携し、工期短縮、経費削減等に努めること。

ウ 御船町指定給水工事店による施行が大前提であるため、十分調査のうえ業者を選定すること。

エ 給水検査は開発完了提出後、開発検査と同時期に実施することとするため、営業開始日に合わせて工事の進ちょく状況を考慮しつつ計画的に進めること。

(6) 開発について

ア 隣接同意については、対象者全員を原則としており、出店予定者による計画変更等、前向きな発信を受けたので、再度説明等の対応努力をすること。

イ 両町道（辺田見役場線、城山辺田見線）拡幅計画に伴い、道路利用者（歩行者、車両）の増加が予想されるため、事故防止の対策に取り組むとともに、既存道路との接続部（狭あい箇所）、同両町道に接道する交差点についても維持管理係・御船警察署と協議し、安全対策を検討すること。

ウ 宅内雨水処理の検討、特に下流域への影響を考慮し、駐車場の透水性舗装及び建物雨水処理は調整池に放流すること。また、調整池からの放流流末管きよについては、合流箇所まで延長（L＝約40.0メートル）していただきたい。

なお、里道及び水路については、維持管理係と協議後、付け替え申請をすること。

エ 開発に伴う景観を考慮し、魅力ある沿道景観の創造を目指し、屋外広告物等に対する開発事業者及び出店予定者の協力をお願いしたい。

オ 県提出の開発事業申請図書と同様に、御船町開発事業申請図書を提出すること。

(7) 地域経済等への配慮について

ア 下流農地への雨水影響に配慮し、雨水排水対策を実施すること。

イ 地域づくりへの取組や各種団体及び地域イベントに参加協力をすること。

ウ 地域経済の安定と向上のため、地元雇用の促進を図ること。

エ 取扱い商品、特に農産物について、地産地消の観点から地元産を積極的に使用すること。

(8) 児童生徒の通学路の安全確保について

今回の開発工事箇所は児童生徒の通学路が接しており、安全確保のため、下記事項を要望します。

ア 工事着工前、遅くとも1週間前までに、御船町教育委員会及び御船小・中学校に工事予定表を提出すること。

イ 工事車の出入口にはガードマン等を配置すること。

ウ 工事範囲がわかるようボード等で囲むこと。

エ 工事中であることがわかるよう立て札、旗等を立てること。

3 市町村の区域内に居住する者（3名）からの意見の概要

(1) 深夜営業の禁止について

店舗の隣に住宅があり、現在、午後10時頃に就寝しているが、安眠の妨げとなるため、マルシヨク御船店の営業時間を午後9時までとしていただきたい。

- (2) 交通統制について
町道城山辺田見線が6メートルに拡幅され、交通量の増加が予想されるが、その他は4メートル道路のままであり、見通しが悪く、また児童生徒の通学路でもあることから交通事故が危惧されるため、何かしらの交通統制をお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成20年8月8日から平成20年9月8日まで

熊本県公告第550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成20年3月4日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び2項の規定により御船町及び御船町の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド御船店
上益城郡御船町辺田見字中道201番1ほか
- 2 市町村意見の概要
- (1) 周辺住民の不安解消について
ホームワイド御船店の新設については、大規模小売店舗立地法適用開発であるため、住民説明会等における住民の意見や要望など住民の意向をくみ取っていただき、造成工事や店舗建設、オープン後の管理等に対応してください。
特に、周辺住民の不安を解消していただけるよう建物の配置や日照、騒音、公害、防犯等に配慮をお願いします。
同地区においては、雨水処理について苦慮していることから、他の開発事業者と同様に下流域地域の水路管理者（御船中央土地改良区）と協議すること。
- (2) 防犯対策について
夜間までの営業時間のため、若者の非行の場及び暗闇の穴場を作らないよう、夜間は出入りができないよう鍵を掛け十分に対処すること。
また、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策（歩道の確保、スクールゾーン）を講ずること。
- (3) 光害の防止について
周囲が水田のため、照明について、向き、強さ、遮光、時間に配慮する等照明を必要最小限にとどめ、光害の防止に努めること。
- (4) 消防水利について
開発地周辺には消防水利がなく、消防法20条1項に基づき事前協議のとおり、消火栓の設置並びに消火栓用ホース格納箱の設置をお願いしたい。また、敷地内の火災はもとより隣接地域での火災等の際には、消火活動の水利として消防団等が使用可能であることを要望します。
- (5) 水道について
下記事項を踏まえて給水計画を確定し、水道課と再度協議すること。
ア 申請地への給水については、国道歩道埋設下、鑄鉄管（DCIP）Φ150ミリメートルから分岐し、口径サイズについては、将来の土地利用計画を見越し、水理計算にて適正な口径を決定し、分岐口にバルブ類を設置すること。
イ 工事に関し、埋設土被りは、概ね公道部600ミリメートル以上、宅内部300ミリメートル以上とし、下水道管等の構造物との離隔は30センチメートル以上確保すること。工程については、関係機関と連携し、工期短縮、経費削減等に努めること。
ウ 御船町指定給水工事店による施行が大前提であるため、十分調査のうえ業者を選定すること。
エ 給水検査は開発完了提出後、開発検査と同時期に実施することとするため、営業開始日に合わせて工事の進捗よく状況を考慮しつつ計画的に進めること。
- (6) 開発について
ア 隣接同意については、対象者全員を原則としており、出店予定者による計画変更等、前向きな発信を受けたので、再度説明等の対応努力をすること。
イ 町道辺田見役場線からの進入路設置については、御船小・中学校の通学路となっていることや国道443号線からの進入が変則となり難しいことを考慮し、国道からの進入（2箇所）に変更していただきたい。
ウ 両町道（辺田見役場線、城山辺田見線）拡幅計画に伴い、道路利用者（歩行者、車両）の増加が予想されるため、事故防止の対策に取り組むとともに、既存道路との接続部（狭あい箇所）、同両町道に接道する交差点についても維持管理係・御船警察署と協議し、安全対策を検討すること。
エ 宅内雨水処理の検討、特に下流域への影響を考慮し、駐車場の透水性舗装及び建物の雨水処理は調整池に放流すること。また、調整池からの放流流末管きよについては、合流箇所まで延長（L＝約40メートル）していただきたい。
なお、里道及び水路については、維持管理係と協議後、付け替え申請をすること。

- と。
 オ 開発に伴う景観を考慮し、魅力ある沿道景観の創造を目指し、屋外広告物等に
 対する開発事業者及び出店予定者の協力をお願いしたい。
 カ 県提出の開発事業申請図書と同様に、御船町開発事業申請図書を提出すること。
- (7) 地域経済等への配慮について
 ア 下流農地への雨水影響に配慮し、雨水排水対策を実施すること。
 イ 地域づくりへの取組や各種団体及び地域イベントに参加協力をする事。
 ウ 地域経済の安定と向上のため、地元雇用の促進を図ること。
 エ 取扱い商品、特に農産物について、地産地消の観点から地元産を積極的に使用すること。
- (8) 児童生徒の通学路の安全確保について
 今回の開発工事箇所は児童生徒の通学路が接しており、安全確保のため、下記事項を要望します。
 ア 工事着工前、遅くとも1週間前までに、御船町教育委員会及び御船小・中学校に工事予定表を提出すること。
 イ 工事車の出入口にはガードマン等を配置すること。
 ウ 工事範囲がわかるようボード等で囲むこと。
 エ 工事中であることがわかるよう立て札、旗等を立てること。
- 3 市町村の区域内に居住する者（3名）からの意見の概要
 (1) 深夜営業の禁止について
 ホームワイド御船店の説明会において、営業時間は午後9時までの予定であるが、その地区内にある店舗（D棟）は、午後9時以降も営業予定となっているとのことであったので、周りの住宅に考慮し、午後9時までの営業時間としていただきたい。
 (2) 交通統制について
 町道城山辺田見線が6メートルに拡幅され、交通量の増加が予想されるが、その他は4メートル道路のままであり、見通しが悪く、また児童生徒の通学路でもあることから交通事故が危惧されるため、何かしらの交通統制をお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
 平成20年8月8日から平成20年9月8日まで

正 誤

平成20年7月28日熊本県公告第530号（熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|----------|-----------|
| 5 | 25 | supplies | suppllies |